



寒 議 第 49 号
令和 4 年 10 月 31 日

寒川町個人情報保護制度運営審議会
会長 飯 野 守 様

寒川町議会議長 佐 藤 一 夫
(公 印 省 略)

個人情報保護制度の運営に関する重要事項について（諮問）

このことについて、別紙のとおり寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定を検討していることから、寒川町個人情報保護条例(平成 11 年寒川町条例第 25 号)第 36 条第 2 項の規定により、意見を求めます。

(事務担当は、議会事務局総務担当)